

# 北九州市迷惑行為防止基本計画(第4次計画)

令和7年度～令和11年度

<p>北九州市 迷惑行為のない快適な生活環境の 確保に関する条例</p>	<p>(目的) 公共の場所における喫煙その他の迷惑行為の防止のための、基本となる事項を定めることにより、迷惑行為防止の施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本計画) 市は、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、迷惑行為の防止の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>
--	--

## これまでの取組

- ◆市民意識の醸成
  - ・マナーアップ教育の強化推進
  - ・市民啓発の推進
- ◆ボランティア活動の活発化
  - ・市民活動の推進
  - ・関係団体への支援の強化
- ◆迷惑行為防止の仕組みづくり
  - ・監視指導体制の強化
- ◆迷惑行為防止の環境整備
  - ・公共施設等の環境整備

## 取組の成果



【重点地区の巡視】

取組	当初	R5	取組	当初	R5
路上喫煙率 (小倉)	10人/1,000人 (H20)	0.6人/1,000人	違法駐車啓発 件数(小倉)	7,000件 (H22)	300件
路上喫煙率 (黒崎)	12人/1,000人 (H21)	4.1人/1,000人	放置自転車の 撤去台数	4,150台 (H22)	747台
家庭ごみの 不適正排出指導	1,600件 (H22)	150件	モラル・マナーアップ 標語参加者数	679人 (H24)	753人
違法広告物 簡易除却枚数	152,000件 (H22)	7,500件	迷惑行為防止活 動支援団体数	40団体 (H23)	99団体

## 残された主な課題

- ① 繁華街等でのごみ、空き缶、たばこの吸殻等のポイ捨て
- ② 特定小型原動機付自転車(電動キックボード)等の運転マナーの啓発
- ③ 若者に効果的な啓発方法(紙のチラシは見ない)
- ④ 外国人観光客にわかりやすく理解してもらうための多言語によるマナー啓発
- ⑤ 市外からの転入者へのモラル・マナーアップの周知
- ⑥ 迷惑行為が改善されたと感じる人の割合が低い(市民意識調査)
- ⑦ モラル・マナーアップ関連条例の認知度が低い(市民意識調査)

## 課題解決のための施策の方向性と取組

施策の方向性

### 市民意識の醸成

- マナーアップ教育の強化・推進
- 市民啓発の推進

### ボランティア活動の活発化

- 市民活動等の促進
- 関係団体への支援の強化

### 迷惑行為防止の仕組みづくり

- 監視・指導体制の強化

### 迷惑行為防止の環境整備

- 公共施設等の環境整備

推進していく主な取組

- 小学生を対象とした道徳教育(DXの活用)の支援
- 交通安全教育や自転車マナーアップの推進
- 新たなモビリティの交通安全マナーの推進
- 路上喫煙者への広報、受動喫煙防止の取組の強化
- 市や大学のSNSを活用した情報発信の強化
- ホテルへの掲示による外国人旅行者への周知
- 市外からの転入者への周知
- 新たな迷惑行為への対応(歩きスマホなど)

- 市の広報による活動事例の紹介
- まち美化功労者への感謝状の贈呈
- ごみステーション改善の推進
- 学生安全・安心ボランティア活動の推進
- 迷惑行為防止地域活動支援
- まち美化ボランティアへの支援
- 道路サポーター制度の拡充
- 民間事業者による啓発活動(外国人技能実習生)

- 迷惑行為防止重点地区の巡視の強化
- 迷惑行為防止活動推進員の委嘱
- あき地の雑草等の除去の指導
- 不法投棄防止の取組の強化
- 屋外広告物の規制の強化
- 放置自転車対策の検討
- 道路不法占用物件除却の推進

- 迷惑行為防止に関する表示
- 落書き除去活動の支援
- 生活環境パトロールの強化
- 安全・安心総合相談ダイヤル
- 点字ブロックの適正利用の推進
- 歩道清掃
- 自転車走行空間の整備

美しく心躍る彩りある空間の実現、思いやりにあふれた安らぐまちの創造  
KPI: モラル・マナーが改善されたと感じる市民の割合の向上(過半数以上)